

三重県公正入札調査委員会条例

(設置)

第一条 三重県が行う建設工事、測量委託業務、設計委託業務等(以下これを「工事等」という。)の入札に係る談合に関する情報(以下「談合情報」という。)に対する的確な対応を行うため、三重県公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じ、知事が規則で定める工事等に関し、次の事項について調査、審議する。

- 一 談合情報の信ぴょう性に関する事項。
- 二 関係者からの事情聴取の実施、入札の延期、公正取引委員会への通報その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応策に関する事項。

(組織)

第三条 委員会は、委員十名以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、次に掲げる者につき、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者 三名以内
- 二 関係行政機関の職員 七名以内
- 2 前項第一号に掲げる者につき任命される委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いたあとも同様とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に、委員長及び副委員長一人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が召集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、県土整備部において処理する。

(雑則)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。